

令和6年度 南市民センター運営審議会

◆日 時 令和6年10月4日(金) 14:00~15:00

◆場 所 南市民センター 2階 会議室 1・2

《 次 第 》

1 開会

2 館長あいさつ

3 委員・職員紹介

4 議事

(1) 協議・報告事項

議題1 令和5年度 市民センターの利用状況について

議題2 令和5年度及び令和6年度指定管理者事業について

(2) その他

5 閉会

（資料目次）

- ・福岡市立南市民センター運営審議会委員名簿（P3）
- ・議題1 令和5年度 市民センターの利用状況について（P4～P5）
- ・議題2 令和5年度及び令和6年度指定管理者事業について（P6～P9）

（参考資料）

- ・福岡市立南市民センター運営審議会要綱（P10）
- ・福岡市立南市民センター運営審議会傍聴要領（P11）
- ・市民センター運営方針（P12）

福岡市立南市民センター運営審議会委員名簿(敬称略)

任期:令和 8 年 6 月 30 日まで

委嘱区分	氏 名	役 職 名	備 考
学校教育 関係者	やまもと やすのり 山本 泰 徳	福岡市立玉川小学校 校長	新 任
	こうの やすき 河野 康樹	福岡市立三宅中学校 校長	
社会教育 関係者	ますだ のぶお 増田 信夫	大楠校区自治協議会会長	新 任
	ながた しんじろう 長田 進 二郎	鶴田校区男女共同参画協議会 会長	新 任
	ゆぐち よし 湯口 淑	横手公民館 館長	新 任
家庭教育 関係者	もりた まゆみ 森田 眞由美	南図書館おはなし会 代表	
学識経験者	こうの ひろこ 河野 洋子	香蘭女子短期大学 ライフプランニング総合学科 教授	

市民局生涯学習課職員名簿

氏 名	役 職
かやの み さ 茅野 美 佐	課長 ※教育委員会市民センター館長を兼務
やました たまみ 山下 珠美	市民センター第2係長
うえむら しん ご 上村 真 吾	主査(社会教育担当) ※教育委員会市民センター主任社会教育主事を兼務
さかぐち みちこ 坂口 道子	市民センター第2係 係員

南市民センター指定管理者

指定管理者	みなみ地域振興グループ
(代表企業)	太平ビルサービス 株式会社
(構成員)	一般社団法人 九州地域舞台芸術振興会

議題Ⅰ 市民センターの利用状況

◆ 施設別利用状況

年度	令和5年度		令和4年度		令和2年度	
開館日数	347日		201日		270日	
施設	件数	人数	件数	人数	件数	人数
ホー ル	330	64,225	173	41,630	113	10,073
視 聴 覚 室	272	5,790	163	3,629	214	4,681
音 楽 室	-	-	-	-	254	1,845
実 習 室 1	240	2,506	107	1,405	175	1,817
実 習 室 2	279	2,187	101	1,033	-	-
第 1 会 議 室	353	5,104	179	2,727	212	2,626
第 2 会 議 室	337	4,688	153	2,362	268	1,903
第 3 会 議 室	418	3,271	207	1,470	288	1,340
第 4 会 議 室	396	2,943	209	1,634	-	-
第 5 会 議 室	406	3,369	165	1,337	-	-
研 修 室	336	7,389	179	3,761	173	2,802
和 室	299	1,607	100	632	253	874
合 計	3,666	103,079	1,736	61,620	1,950	27,961

※令和3年度は改修工事で休館のため、利用なし。

※大規模改修に伴い、実習室2、第4・5会議室を新設。

塩原音楽・演劇練習場との複合施設として整備されたため、センターの音楽室は廃止。

◆ 他市民センターとの利用状況比較

※ 全センター：R2、R3年度は、コロナの影響による休館あり

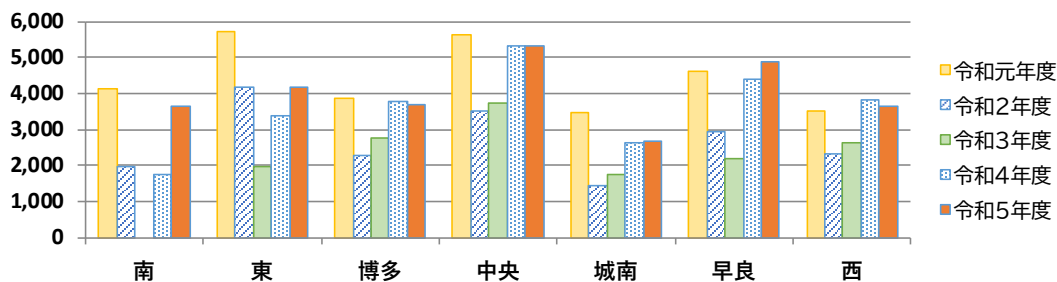
南：R3年3月～R4年7月 大規模改修工事に伴い休館

東：R3～5年度 一部ワクチン接種会場となったため利用制限あり

早良：R3年6月～R4年2月 ホール改修 ・城南：R6年2月～ホール改修中

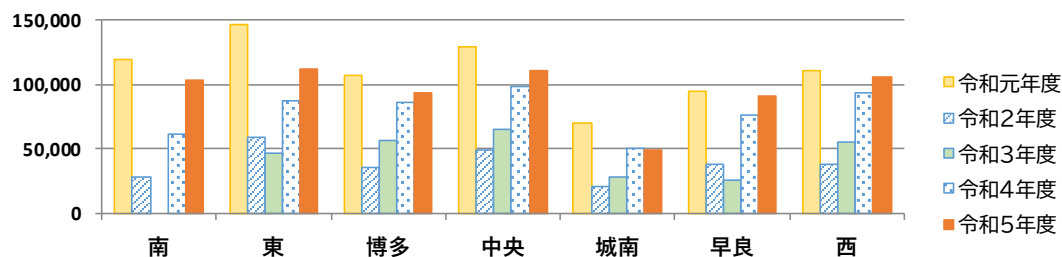
【利用件数(件)】

センター 年度	南	東	博多	中央	城南	早良	西
令和元年度	4,144	5,708	3,857	5,623	3,460	4,620	3,522
令和2年度	1,950	4,197	2,259	3,535	1,445	2,962	2,330
令和3年度	改修	1,986	2,762	3,757	1,745	2,205	2,612
令和4年度	1,736	3,395	3,782	5,327	2,623	4,390	3,817
令和5年度	3,666	4,159	3,687	5,313	2,685	4,899	3,650



【利用人数(人)】

センター 年度	南	東	博多	中央	城南	早良	西
令和元年度	119,943	146,403	107,992	129,726	70,262	95,164	111,533
令和2年度	27,961	59,646	36,144	48,982	21,338	37,965	37,839
令和3年度	改修	46,866	57,009	66,011	28,162	25,810	55,630
令和4年度	61,620	87,046	86,690	98,962	50,331	76,215	93,676
令和5年度	103,079	112,663	94,017	111,459	48,932	91,452	105,570

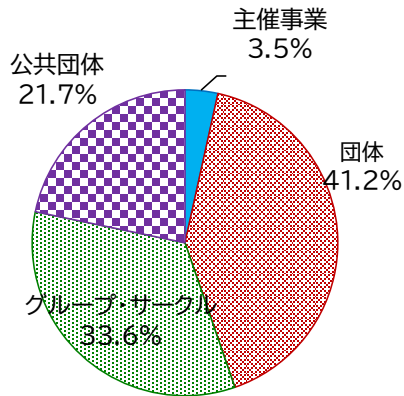


◆ 利用区分別利用状況

利用区分	令和5年度		令和4年度		令和2年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
主催事業	127	5,640	144	7,330	39	559
団 体	1,512	55,547	869	34,752	879	13,142
グループ・サークル	1,230	18,013	432	4,378	837	11,463
公共団体	797	23,879	291	15,160	195	2,797
合計	3,666	103,079	1,736	61,620	1,950	27,961

※令和3年度は改修工事で休館のため、利用なし。

《令和5年度の利用状況(件数の割合)》



<利用区分>

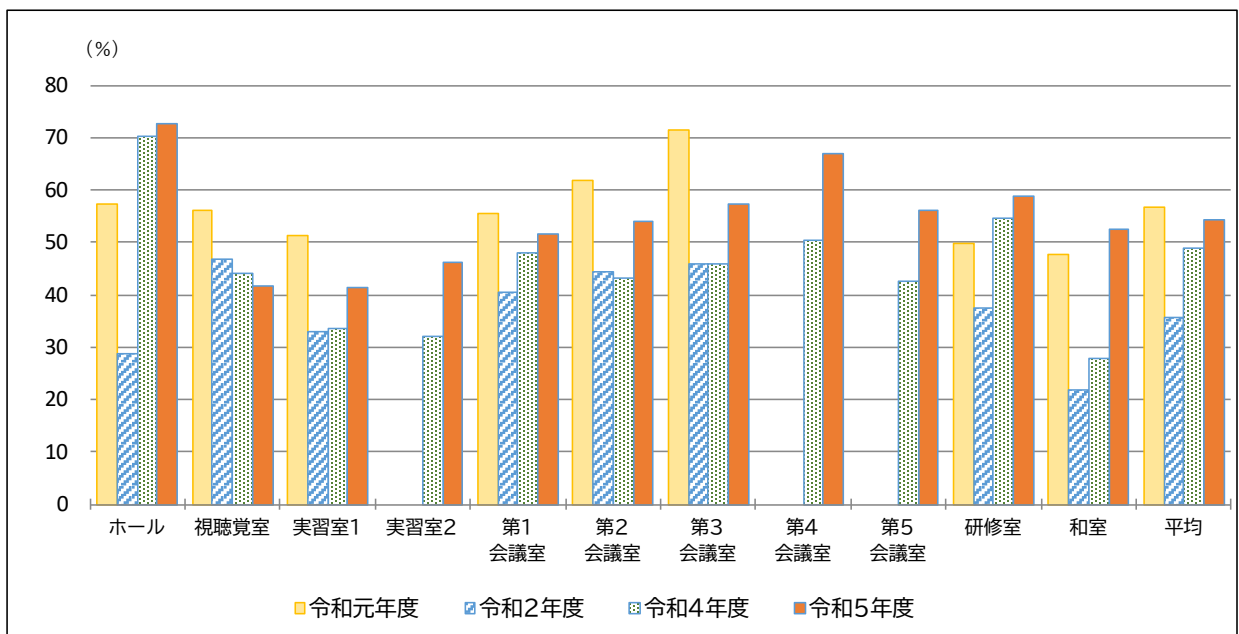
- 主催事業
 - ・市民センター主催事業
- 団体
 - ・社会教育関係団体、地域団体、企業、NPOなど
- グループ・サークル
 - ・音楽、絵画、短歌、子育てなど共通の目的や趣味をもつ任意の団体
- 公共団体
 - ・主催事業を除く、本市の利用や国・県の利用

◆ 施設別利用率 (%)

年度	部屋	ホール	視聴覚室	実習室1	実習室2	第1会議室	第2会議室	第3会議室	第4会議室	第5会議室	研修室	和室	平均
令和元年度		57.4	56.1	51.4	—	55.5	61.9	71.5	—	—	49.9	47.8	56.6
令和2年度		28.9	46.7	33.0	—	40.4	44.3	45.8	—	—	37.4	21.9	35.7
令和4年度		70.2	44.2	33.7	32.2	48.0	43.3	45.8	50.3	42.7	54.7	28.0	49.0
令和5年度		72.6	41.7	41.3	46.2	51.6	54.1	57.5	67.1	56.1	58.8	52.4	54.4

※令和3年度は改修工事で休館のため、利用なし。

※実習室2、第4・5会議室は、リニューアルに伴い新設。



※ 利用率 : ①利用回数 ÷ ②利用可能回数

① 利用回数 : 1日の利用区分を午前、午後、夜間の3回とし、利用の形態から利用回数を算出

② 利用可能回数 : 1日の利用区分(3回)×開館日数

議題2 令和5年度及び令和6年度指定管理者事業について

1 令和5年度指定管理者事業

(1) 講座、講演会、研修会等

事業名	実施時期	参加者数
南区人権講座 【第1回】人権新時代 記者 28 歳 私は部落から逃げてきた	令和5年6月7日(水)	235名
南区人権講座 【第2回】障がい者アートが彩る豊かな 地域社会	令和5年6月14日(水)	137 名
南区人権講座 【第3回】いのちをいただく 子どもに伝えるいのちの尊厳	令和5年6月22日(木)	125名
南区人権を考えるつどい 『寝た子』はネットで起こされる！？ ～ネット人権侵害と部落差別の現実～	令和5年10月5日(木)	191 名
生涯学習事業 「インターネットを使って仲間づくりと生 涯学習～今さら聞けない SNS のこと～」	令和5年10月10日(火)	92 名

(2) 文化振興事業

事業名	実施時期	参加者数
演劇ワークショップ 「子どもシアターワークショップ」	令和5年 4月 3日(月)	13名
音楽公演 親子で楽しむ舞台鑑賞 「南市民センターファミリーコンサート」	令和5年 5月 7日(日)	555 名 (242 組)
ダンス講座 「社交ダンス文化講座」	令和5年 5月 7日(日)	11名
市民文化連絡会	令和5年 6月24日(土)	5名
ロビーコンサート	令和5年 7月 8日(土) 令和5年10月14日(土) 令和5年12月23日(土) 令和6年 2月10日(土)	15名 60名 40名 60名
ハイブリッド読み聞かせ公演 「ピーターとおおかみ」	令和5年7月17日(月・祝)	203名
文化祭「文化の夏まつり」	令和5年8月26日(土)	約 2,500 名
福岡県大学合同公演「のうめん」	令和5年9月2日(土) 9月3日(日)	100名

(2)文化振興事業（続き）

事業名	実施時期	参加者数
多世代交流ダンスワークショップ 「つながれ！フラッシュモブ」	令和5年8月19日(土) 8月27日(日) 9月 3日(日) 9月10日(日)	20名
親子のためのダンスワークショップ 「絵本でダンス！」	令和5年9月10日(日)	25名
映像創作団体の交流事業 (塩原ミニシアター)	令和5年11月12日(日)	25名
中高生演劇ワークショップ	令和5年11月18日(土)	25名
大学演劇部合同ワークショップ	令和6年1月14日(日)	7名
わくわく体験広場講師派遣	令和6年1月27日(土)	22名
ステージスタッフワークショップ	令和6年 1月30日(火)・31日(水) 2月 8日(木)・15日(木) 2月 9日(金)・14日(水)	35名
春のキッズフェスティバル あつまれ！！南区バンビーズ！	令和6年3月26日(火)	250名
桧原桜演劇ワークショップ	令和6年3月27日(水)	19名
大橋ソレナ学園高校演劇部 「みかづきロミオと にぶんのいちジュリエット」	令和6年3月30日(土) 3月31日(日)	150名
桧原桜フォトコンテスト 受賞作品展示	令和6年2月28日(水) ～3月31日(日)	—

(3)その他事業

事業名	実施時期	参加者数
七夕飾りつけ	令和5年6月23日(金) ～7月 7日(金)	—
ハロウィンアレンジ	令和5年10月 6日(金) ～10月31日(火)	—
大しめ縄作り・飾りつけ	令和5年12月 9日(土)	77名
正月かざりワークショップ	令和5年12月23日(土)	34名
大学連携ワークショップ 「地域連携フィールドワーク」	令和6年 2月16日(金)	40名

2 令和6年度指定管理者事業(実績は8月末時点)

(1) 講座、講演会、研修会等

事業名	実施時期	参加者数
南区人権講座 【第1回】「理不尽な犯罪と家族の日々を振り返って今」	令和6年6月20日(木)	148 名
南区人権講座 【第2回】「LGBTQ の基礎知識と性同一性障がい(トランスジェンダー)当事者の真実について」	令和6年7月3日(水)	220 名
南区人権を考えるつどい 「性別にこだわらないものの見方とは？」	令和6年10月4日(金)	800 名(予定)
南区生涯学習セミナー 「SNS で広がる世界！ 自分再発見からの仲間づくり」	令和6年10月25日(金)	48 名(予定)

(2)文化振興事業

事業名	実施時期	参加者数
ロビーコンサート	令和6年 ① 4月13日(土) ② 5月11日(土) ③ 6月 1日(土) ④ 6月29日(土) ⑤ 8月17日(土) ⑥10月12日(土)	①65名・45名 ②50名・50名 ③40名・40名 ④85名 ⑤50名 ⑥50 名(予定)
病気や障がいをもつ方やご家族のためのユニバーサルステージ	令和6年4月21日(日)	541 名
親子で楽しむ舞台鑑賞 「なるほ堂ものがたり」	令和6年6月8日(土)	654名
おやこのダンスワークショップ 「絵本でダンス！！」	令和6年6月15日(土) ～6月16日(日)	93 名
文化祭「文化の夏まつり」	令和6年8月24日(土)	約 2,000 名
大学演劇部合同公演サマーキャンプ	令和6年9月5日(木) ～9月8日(日)	19 名
桧原桜演劇公演出演者オーディション	令和6年10月2日(水) 10月9日(水)	20 名(予定)

(2)文化振興事業(続き)

事業名	実施時期	参加者数
福岡・九州の映画シリーズ ギンギラ太陽's「超時空地下街テンチカ」	令和6年10月5日(土)	600 名(予定)
中高生演劇ワークショップ	令和6年11月2日(土)	未定
3世代でつくる人形劇	令和6年11月6日(水) ～令和7年1月25日(土)	20 名(予定)
演劇公演「MONSTER」	令和6年12月14日(土)	800 名(予定)
南区の物語(桧原桜)公演	令和7年 3月9日(日)	600 名(予定)

(3)その他事業

事業名	実施時期	参加者数
七夕飾りつけ	令和6年6月24日(月) ～7月 7日(日)	—
ハロウィンアレンジ	令和6年10月	—
クリスマスワークショップ	令和6年12月	50 名(予定)
大しめ縄作り・飾りつけ	令和6年12月	50 名(予定)
正月かざりワークショップ	令和6年12月	40 名(予定)
大学連携 「地域連携フィールドワーク」	令和7年 2月	50 名(予定)

福岡市立南市民センター運営審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市立市民センター条例施行規則第30条第2項の規定に基づき、福岡市立南市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

(委員の任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、館長が必要と認めるときに招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を司る。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に審議会の委員である者は、この要綱の施行の日に第3条の規定による審議会の委員になったものとみなし、その任期は同条の規定による残任期間と同一の期間とする。

福岡市立南市民センター運営審議会傍聴要領

(傍聴の手続)

第1条 運営審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催の15分前までに整理番号票（別紙様式）の交付を受け、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

(定員)

第2条 傍聴を希望する者が定員（10名）を超える場合には、抽選により決定する。

(入場の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(退場)

第6条 傍聴人は、公開できない議事の場合、又は議長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他の指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は議長の指示に従わなければならない。

福岡市立市民センター運営方針

近年の少子・高齢化や国際化・情報化の進展による社会の急激な変化に伴い、さまざまな社会課題が生じており、価値観や行動の多様化も急速に進んでいます。これらに対応するためにも、学習の重要性はますます高まっています。

このような状況の中、市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持ち、充実した生活を営むことができる社会の実現のためには、これまでの経験や知識を活かしながら人々がともに学び合う学習機会や、学ぶ人が学習している自覚を持ち、その成果を実感することで次の学習への意欲につながるような体験、学習成果の還元による地域コミュニティのさらなる活性化などが求められます。

これらを踏まえ、市民センターにおいては、市民一人ひとりが豊かで充実した人生を送るうえで、生涯にわたる「学び」が重要であることをしっかりと認識し、「学びの楽しさ」を実感できるよう、利用者の立場に立った生涯学習を支援する事業や、人権教育・啓発に関する事業を実施するとともに、学習機会の情報を発信するなど、今後とも市民から親しまれる施設運営に努めてまいります。

1 講座、講演会、研修会等の開催に関する事業

市民が生涯にわたって行う自主的な学習活動を推進・支援するとともに、市民一人ひとりが社会の一員として、地域の中で主体的に学び、その成果をコミュニティや新たなまちづくりに活かすことができるよう、多様な機関・団体等とも連携しながら、事業の充実に取り組みます。

また、人権講座や人権の集い等の事業実施にあたっては、区においても積極的に関わりながら、しっかりと取り組みます。

2 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事業

優れた文化芸術を身近に感じ、地域における文化・芸術の振興を図るとともに、指定管理者が持つ民間企業の知識と経験を活用し、文化芸術の奨励に繋がる企画事業を推進します。

3 施設の管理運営の充実

市と指定管理者が連携を図りながら、サービスの向上に努め、利用者に親しまれる施設を目指すとともに、適切な施設の維持管理を行うなど、安心・安全な管理運営を行います。